

今治市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金募集要領

【目的】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や社会情勢の影響における電力価格高騰に直面する市内中小企業者等を対象に省エネ性能の高い照明器具等の更新を促進することにより、電力使用量とCO2排出量を削減し、費用負担の軽減と脱炭素化を図ること。

【申請受付期間】 令和6年3月1日(金)～令和6年8月30日(金)午後5時15分まで(必着)

※期間中、申請に必要な書類が備わったものを受け付けます。

※予算を超えた場合は、期間内であっても交付申請の受付を終了します。

【対象者】 次の(1)から(8)のいずれにも該当する事業者等

(1) 市内に事業所等を有する事業者等(法人その他の団体及び事業を営む個人)ただし、次の①から④までの業種に応じたA又はBの要件のいずれかに該当すること(大企業でないこと)なお、医療法人、社会福祉法人、学校法人、農業法人、農事組合法人、漁業(組合を含む。)、林業組合(木材産業を含む。)等につ

業種	A	B
	資本金の額又は は出資の総額	常時使用する 従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種(②～④を除く)	3 億円以下	300 人以下
② 卸売業	1 億円以下	100 人以下
③ サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
④ 小売業	5,000 万円以下	50 人以下

いては、資本金や従業員数による制限はありません。

(2) 市内の事業所、事務所、店舗、施設等に設置された据付型の照明器具をLED照明器具に交換するため、LED照明器具を購入又は更新(取換え)工事を実施する事業者等。

(3) 今治市暴力団排除条例(平成 22 年今治市条例第 50 号)に規定する暴力団又は暴力団と関係がある者のいずれにも該当しない者

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 13 項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていない者

(5) 市税等の滞納がない者

(6) 宗教法人、政治団体、申請時点で開業していない創業予定者(開業届上の開業日が申請日より後の場合を含む。)、任意団体その他市長が適当でないと判断したもの

【対象事業】 地域全体の課題である CN(カーボンニュートラル)、GX(グリーントランスフォーメーション)の推進にかかる市内中小企業事業者等が実施する省エネルギー設備更新の導入支援

補助金の額(1市内事業者あたり)

補助対象事業	補助金額
市内の事業所、事務所、店舗、施設等に設置された据付型の照明器具をLEDに更新	補助率:対象経費の1/2以内の額 上限額:100万円 下限額:10万円

備考

- 1 補助金の交付は、1市内事業者につき1回限りとする。
- 2 算出した補助金の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
- 3 LED照明器具の購入費
- 4 LED照明器具の取換えに係る更新工事費(既存照明の処分費は対象外)
- 5 補助対象事業に係る消費税及び地方消費税は、補助対象経費に含まないものとする。
- 6 国、県及び市町村等が実施する補助事業の対象となっている事業にかかる経費は、本補助金の補助対象費に含まないものとする。
- 7 補助対象事業者に該当する者は、中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第2条第1項各号のいずれかに該当する者のほか、医師、歯科医師、助産師、個人農林漁業者、協同組合等の組合、商工会議所、商工会、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人のいずれかに該当する者
- 8 公共施設は対象外(指定管理者が管理する公共施設を含む)

【購入先等】 原則、今治市内の店舗や業者からの購入・設置とする。

【補助対象とするLED照明器具】

(1)事業所、事務所、店舗、施設等の施設内に設置する照明器具(誘導灯又は非常灯を含む。)ただし、屋外であっても施設に必要な照明器具は対象とする。

(2)未使用品であること。

※次の場合は、補助の対象となりません。

- ・購入後又は更新工事終了後の補助申請
- ・交換前の照明器具の消費電力を上回る照明器具への交換
- ・LED照明器具を交換(LED 照明から LED 照明への交換)
- ・事業所等以外の住居部分の照明器具の交換
- ・新たなLED照明器具の設置(新築の建物を含む。)
- ・電気スタンド等移動可能な照明器具の交換

【補助対象経費】

(1) LED照明器具の購入費(既存のLED照明以外の電球、蛍光灯等から、LED照明の電球、蛍光灯等へ工事を伴わない交換を含む。※ただし、蛍光灯から直管・環型 LED への交換は対象外)

(2) LED照明器具の取換えに係る更新工事費(既存の設備の処分費は対象外)

対象外となる例

- (1) 要件を満たさないもの(見積書(明細)、請求書、領収書などの証拠書類が提出できないもの)
- (2) 国・県・市町村等の他の補助金等により、補助対象経費としたもの
- (3) 金融機関などへの振込手数料(ただし、発注者側が負担する場合は対象とする)等、代引手数料
- (4) 補助金の申請書類、実績報告書の作成、送付、手続きに関する経費
- (5) 社会通念上、市場価格に比して著しく価格に差があるもの
- (6) 明らかに補助事業に必要なない工事・備品
- (7) 自社により工事、設置を行ったもの(外部へ費用が発生しないもの)
- (8) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切とみられる経費

支払方法

補助対象者が行う補助対象経費の支払いについては、ポイント、商品券、小切手、手形、売掛金及び買掛金の相殺等による決済または、原則カード決済は認められません。

【申請方法】

環境政策課まで郵送または直接窓口へ提出してください。

※提出された申請書に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがあります。提出書類に不備や不足が無いようにご注意ください。また審査にあたり、書類が整わない場合は申請は受理せず、返却いたします。

※本補助金は審査があり、不採択となる場合があります。また、補助金は後払いです。

※本補助金の申請は、1事業者につき1回限りとします。(審査後、不採択となった場合、書類の返送はいたしません。)

※複数の屋号を使用している個人事業主も申請は1件のみです。

注意事項

・補助金の交付は、1事業者につき1回限りです。複数の事業所の照明器具を交換する場合は、申請書「別記様式第1号」を交換する事業所ごとに作成し、まとめてご申請ください。

【申請等の流れ】

(1) 市内の電器店(量販店を含む)又は市内電気工事店等から令和6年3月1日以降に発行された購入費・更新工事費の見積書又は契約書の写しを受領

※購入後又は更新工事実施後の申請はできません。

(2) 補助金交付申請書の提出(郵送または直接窓口)

申請書及び添付書類を下記担当あてに郵送、または、環境政策課窓口へ提出してください。

交付申請時の添付書類

・誓約書

・購入費・更新工事費の見積書又は契約書の写し

・交換するLED照明器具のカタログの写し(型番・製造者が分かるカタログ、または、取扱説明書)

・照明器具の設置予定場所が分かる書類(照明器具の配置図、事業所等の位置図等)

・設置予定場所の写真(交換前の全ての照明器具の写真、配置図で写真の箇所が分かるようにしておいてください。) **※カバーが付いている蛍光灯の場合、カバーを外して撮影してください。**

・市税に係る完納証明書(今治市役所納税課もしくは各支所住民サービス課で取得してください。(有料))

・法人においては履歴事項全部証明書(申請日より3か月以内に発行されたもの)、個人事業主においては前年の確定申告書の写し、もしくは開業届のいずれか1つ(別途「留意事項」をご確認ください。)

・従業員数を確認できる書類(今治公共職業安定所で事業所別被保険者台帳(本補助金の申請時点)を取得してください。)

※提出された交付申請書の内容を審査後、補助金の交付の可否を行い、申請者へ通知します。

(3) 交付決定通知後、購入・交換又は更新(交換)工事の実施

・交付決定通知を受領後、購入・交換又は更新(交換)工事を実施してください。

・交付決定の内容(購入・改修工事の内容等)に変更が生じた場合は、変更承認申請書を提出してください。ただし、増額となる変更はできませんのでご注意ください。

※交付決定通知受領から令和7年1月31日までに購入・交換又は更新(交換)工事を完了すること

(4) 完了報告書及び補助金交付請求書の提出(提出期限:LED照明器具の取換えが完了した日から30日以内)

・LED照明器具の購入・取換え又は更新(交換)工事の完了後、完了報告書・添付書類及び請求書を下記担当あてに郵送、または、環境政策課へ提出してください。

実績報告の添付書類

・領収書の写し(LED照明器具の型番、購入費・更新(交換)工事費の内訳、日付及び発行者が記載されて

いるもの)

・交換後の写真(申請時の全ての写真と同じ場所から撮影したもの)

【重要説明事項(補助事業者が交付決定後に遵守すべき事項)】

採択となった事業者は、補助金の交付に係る必要な手続きを行わなければなりません。なお、採択となっても、交付決定後で対象外経費の計上等の不備が発見された場合には、申請書類の訂正・再提出を求めます。その他、以下の条件等を遵守してください。

(1) 申請内容や経費の配分変更等

交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分や内容について軽微な変更をしようとする場合、または補助事業を中止(一時中断)、廃止(実施取りやめ)や他に承継させようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。なお、申請の内容に大きな影響を及ぼす取組みの変更は認められません。

(2) 補助金の交付

補助事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日までに実績報告書を提出しなければなりません。実施した事業内容の審査と経費内容の確認等により交付すべき補助金の額を確定した後、補助金の支払いとなります。(概算払いはありません)

事務局等の実績報告書の確認時、要件を満たしていないことが判明した場合、交付される補助金額が少なくなる場合や、補助金を受け取ることができなくなる場合があります。

完了検査において、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件等に関する金額は補助対象となりません。なお、補助金は経理上、支払額の確定を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象となります。

(3) 取得財産の処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円(税抜)以上の設備等については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める期間を経過するまで、あらかじめ「今治市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金財産処分申請書」による申請により市長の承認を受けなければ、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはなりません。

また、市長の承認を受けた財産の処分により収入を得たときは、交付した補助金の範囲内で、その収入の全部又は一部を納付していただく場合があります。

(4) 補助対象事業の経理

補助事業者は、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用に努めてください。また、本事業に関する経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、補助事業完了後、当該年度の終了後5年間保存しなければなりません。

【留意事項】

- ① 補助事業を実施することにより産業財産権が発生した場合は、その権利は補助事業者に帰属します。
- ② 補助事業実施期間中、補助事業の進捗確認として、今治市から現地調査などを実施する場合があります。
- ③ 補助事業完了後、補助金使用経費に関する総勘定元帳等の検査に入ることがあります。
- ④ 原則として、補助事業完了後の補助金額確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合

については、当該物件等に関する金額は補助対象外となります。

⑤ 補助事業完了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。

⑥ 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付決定の取消・返還命令（加算金の徴収を含む）、不正の内容の公表等を行うことがあります。また、法令に違反していることが明らかな場合、当該法令による罰則のほか、採択取消、交付決定取消や交付済み補助金の全額返還（加算金付き）等の処分を受ける可能性があります。

⑦ 本補助金の交付を受けた事業者は、本施策のPR等について本市から協力要請があった場合、可能な限り情報提供などのご協力をお願いします。

⑧ 本募集要項に記載されていない、要件等の細部については、市からの指示に従うものとします。

注意事項

以下のことについて特に注意してください。

1. 提出書類について

・見積書は、一式いくらなどひとまとめに記載せず、内訳や明細など、できるだけ各設備代や工事費などを分けて記載してください。

2. 個人事業主の添付書類について（いずれか一つ）

・前年の確定申告書（税務署受付印のあるもの）の写し

（電子申告をした方は「メール詳細（受信通知）」を印刷したものを受付印の代用として添付）

確定申告書を書面提出した方で表紙に税務署受付印がない場合、税務署が発行する「納税証明書」（コピー不可）を追加提出

・開業届（税務署受付印のあるもの）の写し（※前年の確定申告書が提出できない場合）

【申請・問合せ先】

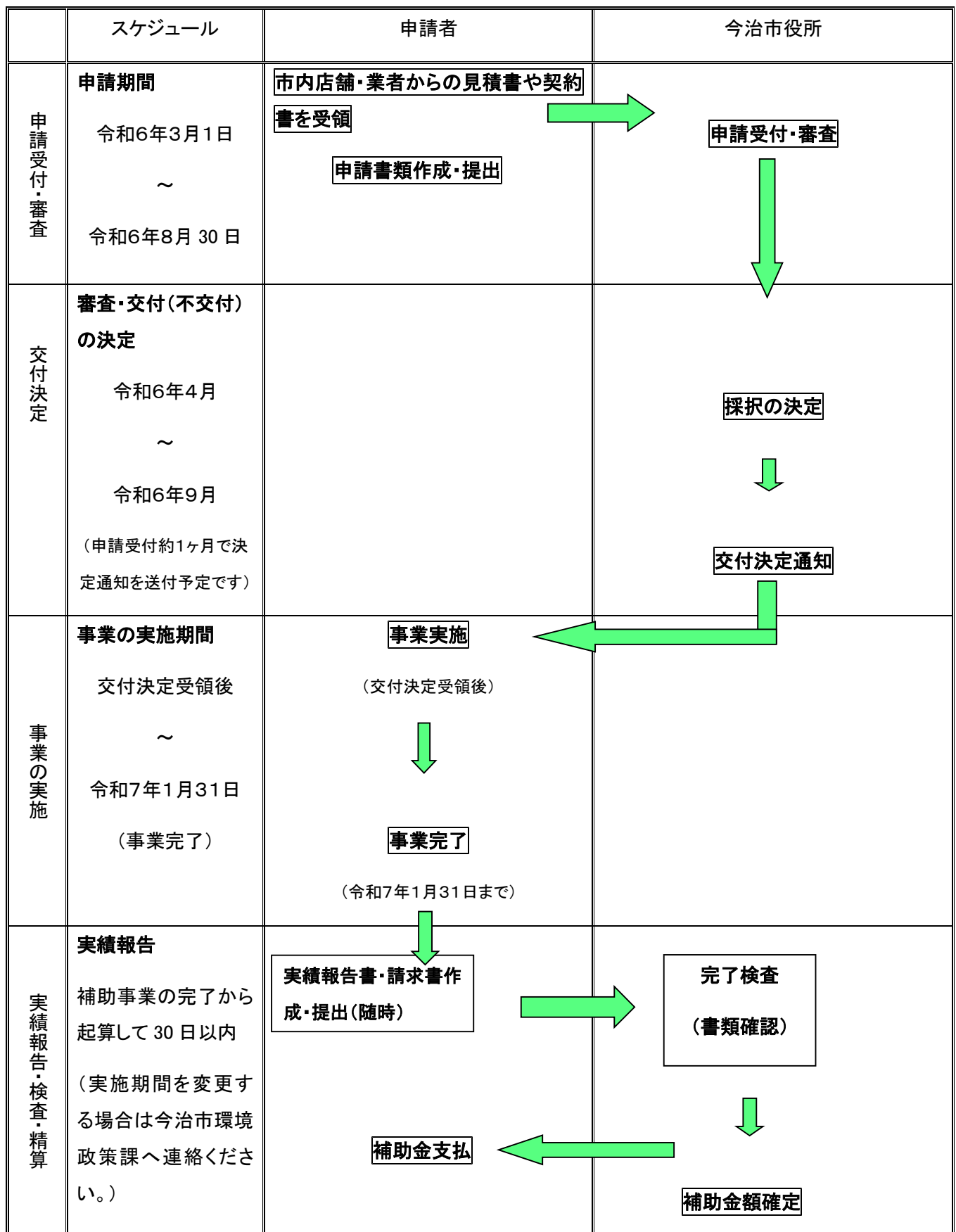
〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1

今治市役所環境政策課

電話：0898-36-1535 FAX：0898-24-7530

E-mail kankyou@imabari-city.jp

補助金交付までの流れ



様式第 1 号（第 4 条関係）

今治市ゼロカーボンシティ推進事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

（宛先）今治市長

〒

申請者 所 在 地

名 称

代表者氏名

〔 法人以外の者にあつては、 〕

住所及び氏名

電 話 番 号

今治市物価高騰への対策に係る補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき、今治市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金の交付を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

1 補助対象照明器具の設置に関する事項

設置する事業所等の 名 称 及 び 所 在 地	別記様式第 1 号のとおり
補助対象照明器具等	
① 補 助 対 象 経 費	円（消費税抜き）
②補助金交付申請額	円（②＝①×1/2）千円未満切り捨て

更新工事(取換え)の 予 定 期 間	開 始	年 月 日
	完 了	年 月 日
見 積	所在地	
施 工 業 者 等 (電 気 工 事 業 者 等)	名 称	

2 申請者に関する事項

次の事項を確認の上、☒を付けてください。

☐ 次の①から④までの業種に応じたA又はBの要件のいずれにも該当しないこと（大企業ではないこと。）。

業種		A	B
		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①	製造業、建設業、運輸業その他の業種 (②～④の業種を除く。)	3億円を超えるもの	300人を超えるもの
②	卸売業	1億円を超えるもの	100人を超えるもの
③	サービス業	5,000万円を超えるもの	100人を超えるもの
④	小売業	5,000万円を超えるもの	50人を超えるもの

3 申請者の概要

フリガナ 事業者名																
代表者	フリガナ 役職氏名															
住所または 所在地	〒															
	電話															
	ファックス															
	Eメール															
法人番号（個人 の場合なし）															従業員数 (該当事業所)	※ 人
業 種																
設立年月																

※従業員数は、本補助金の申請時点で公共職業安定所へ届出を行っている雇用保険被保険者数を記入。

4 担当者連絡先

連絡担当者	フリガナ	
	職氏名	
	住所	
	電話	
	ファックス	
	Eメール	

5 添付書類

- ・誓約書
- ・購入費・更新工事費の見積書又は契約書の写し
- ・交換するLED照明器具のカタログの写し（型番・製造者が分かるカタログ、または、取扱説明書）
- ・照明器具の設置予定場所が分かる書類（照明器具の配置図、事業所等の位置図等）
- ・設置予定場所の写真（交換前の全ての照明器具の写真、配置図で写真の箇所が分かるようにしておいてください。）
- ・市税に係る完納証明書（今治市役所納税課もしくは各支所住民サービス課で取得してください。（有料））
- ・法人においては履歴事項全部証明書（申請日より3か月以内に発行されたもの）、個人事業主においては前年の確定申告書の写し、もしくは開業届のいずれか1つ（別途「留意事項」をご確認ください。）
- ・従業員数を確認できる書類（今治公共職業安定所で事業所別被保険者台帳（本補助金の申請時点）を取得してください。）
- ・その他市長が必要と認める書類

別記様式第 1 号（第 4 条関係）

1 補助対象照明器具を設置する事業所等

事業所等の名称	
事業所等の所在地	今治市

2 補助対象照明器具等

番号	取替え前の照明器具			取替え後の補助対象照明器具		
	種類	消費電力	器具数・灯数	型番	消費電力	器具数・灯数
1		W	台 本		W	台 本
2		W	台 本		W	台 本
3		W	台 本		W	台 本
4		W	台 本		W	台 本
5		W	台 本		W	台 本
6		W	台 本		W	台 本
合計			台 本	合計		台 本

- 1 取替え前の照明器具の種類の欄は、「白熱電球」、「直管型蛍光灯」、「水銀灯」、「非常灯」等の別を記入してください。
- 2 記入欄が不足する場合は、別の用紙を使用して記入してください。
- 3 消費電力は照明器具のものを記入してください。（40W×2 本の場合、80Wで記入）

誓 約 書

令和 年 月 日

（宛先）今治市長

住所又は所在地

事業者名

代表者職氏名

下記事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

- 1 本補助金の対象経費について、国、県及び市町村等による他の補助制度と重複して補助金等の交付を受けておらず、今後も交付を受けることはありません。
 - 2 国及び地方公共団体等からの補助を受け、又は過去に受けたことがある場合、不正等を起こしていません。
 - 3 本補助金の申請は、補助対象の照明器具への更新に間違いありません。
 - 4 本補助金の採択等の審査の結果については、異議を申し立てません。
 - 5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていません。
 - 6 今治市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員等ではありません。
 - 7 法人の役員等が今治市暴力団排除条例に規定する暴力団員及び暴力団員等ではありません。
- （注）「役員等」とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。
- 8 本補助金の交付申請書類の記載事項及び提出書類は、事実と相違ありません。本申請内容に虚偽があった場合には、支援金の交付決定の取消し及び返還に異議なく応じます。
 - 9 本補助金の交付決定に係る審査の結果については、異議を申し立てません。

担当者

職（担当）

電話番号

令和 年 月 日

（宛先）今治市長

住所

事業者名

代表者職氏名

今治市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金変更承認申請書

今治市物価高騰への対策に係る補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり申請内容を変更したく、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

- ※ 変更の内容は軽微なものに限る。
- ※ 補助対象事業の変更部分を分かりやすく記載すること。
- ※ 変更内容等を証明できる書類がある場合は、その書類を添付すること。

令和 年 月 日

（宛先）今治市長

住所

事業者名

代表者職氏名

今治市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金中止（廃止）申請書

今治市物価高騰への対策に係る補助金交付要綱第9条の規定に基づき、申請内容に記載したすべての事業を中止（廃止）したく下記のとおり届け出ます。

記

中止（廃止）の理由

令和 年 月 日

（宛先）今治市長

住所

事業者名

代表者職氏名

今治市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金実績報告書

今治市物価高騰への対策に係る補助金交付要綱第12条の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり提出します。

記

指 令 番 号	今治市指令市政第 号
補 助 金 交 付 決 定 額	金 円
補助対象照明器具の取替えが完了した日	年 月 日

添付書類

- ・補助対象照明器具の設置に関する事項（別記様式第 3 号）
- ・領収書の写し（ＬＥＤ照明器具の型番、購入費・更新（交換）工事費の内訳、日付及び発行者が記載されているもの）
- ・交換後の写真（申請時の全ての写真と同じ場所から撮影したもの）
- ・その他市長が必要と認める書類

別記様式第3号（第12条関係）

1 補助対象照明器具を設置した事業所等

事業所等の名称	
事業所等の所在地	今治市

2 補助対象照明器具等

番号	取替え前の照明器具			取替え後の補助対象照明器具		
	種類	消費電力	器具数・灯数	型番	消費電力	器具数・灯数
1		W	台 本		W	台 本
2		W	台 本		W	台 本
3		W	台 本		W	台 本
4		W	台 本		W	台 本
5		W	台 本		W	台 本
6		W	台 本		W	台 本
合計			台 本	合計		台 本

- 1 取替え前の照明器具の種類の欄は、「白熱電球」、「直管型蛍光灯」、「水銀灯」、「非常灯」等の別を記入してください。
- 2 記入欄が不足する場合は、別の用紙を使用して記入してください。
- 3 消費電力は照明器具のものを記入してください。（40W×2 本の場合、80Wで記入）

請 求 書

令和 年 月 日

今 治 市 長 様

請求者
住所
役職・氏名

金額 円

ただし、今治市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金 として上記金額を請求いたします。

(振込先)

銀行 金庫 農協		支店 支所
口座名義人(カタカナ)		
預金種別 普通 ・ 当座	口座番号	

担当者 職 (担当) 電話番号	氏名
-----------------------	----